

京都機械工具株式会社 第67回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

日時

平成29年6月23日(金曜日) 午前10時

場所

京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
KTCものづくり技術館1階ショールーム

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第7号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
の報酬等の額設定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |



目次

□第67回定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

□提供書面

・事業報告	3
-------	---

・連結計算書類

連結貸借対照表	24
連結損益計算書	25
連結株主資本等変動計算書	26

・計算書類

貸借対照表	27
損益計算書	28
株主資本等変動計算書	29

・監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	30
計算書類に係る会計監査報告	31
監査役会の監査報告	32

□株主総会参考書類

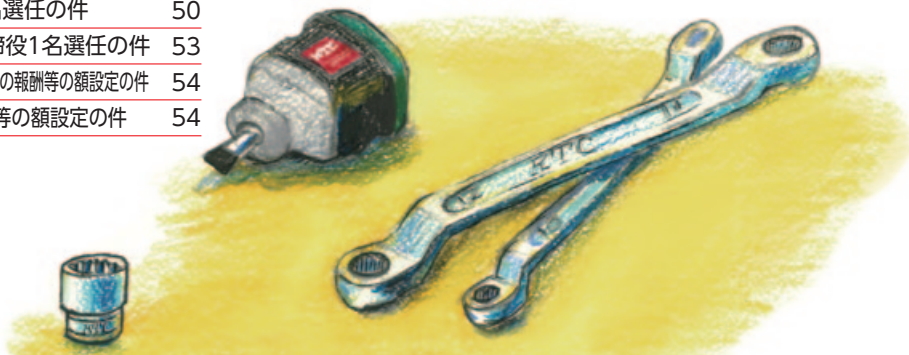
第1号議案	剰余金処分の件	34
第2号議案	株式併合の件	35
第3号議案	定款一部変更の件	36
第4号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件	47
第5号議案	監査等委員である取締役3名選任の件	50
第6号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	53
第7号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	54
第8号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	54

社 是

お互いに誠実でたゆまず前進し
軽くて強くて使いよい工具を創り
社会に貢献しよう

社 訓

- 一. 信 用
- 一. 誠 実
- 一. 協 調
- 一. 創 造
- 一. 実 行



株主の皆さまへ

証券コード 5966
平成29年6月2日

(本店所在地)
京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
(本社事務所)
京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地

京都機械工具株式会社
代表取締役社長 宇城邦英

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成29年6月22日（木曜日）午後5時10分**までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
KTCものづくり技術館 1階ショールーム

末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第67期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. その他本招集 ご通知に 関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://ir.ktc.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://ir.ktc.jp/>）に掲載させていただきます。

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用情勢の改善等を背景として、景気の緩やかな回復基調が続いております。一方、中国をはじめとする新興国の景気減速に加え、米国新政権の政策運営や欧州政治情勢を受けた世界的な金融市場の不安定化など、グローバル経済環境は依然として不透明な状況が続いております。

このような情勢下、当社グループにおきましては、「工具の新たな可能性を追求し、お客様が感動する憧れのブランドを創り、次世代への成長を加速する」を基本方針に掲げ、工具事業を核とした成長戦略を展開し、収益・利益の拡大に努めてまいりました。

事業セグメント別の業績の概要につきましては、以下のとおりであります。

【工具事業】

当社主力の当事業部門では、「安全、快適、能率・効率、環境」をキーワードに、既存顧客の深耕、新規顧客の開拓並びにブランド価値向上等の事業戦略を展開してまいりました。

開発面では、今後の更なる統合的作業管理の進展を見据え、工具・測定機器、ウェアラブル端末と作業トレーサビリティシステムを連携し、モノとヒトの作業のすべてをつなぐ「次世代作業トレーサビリティシステム」の開発を進めるなど「工具大進化」の実現に注力してまいりました。

販売面では、営業スタイルを変革させ、3C（コンサルティング・コミュニケーション・カウンセリング）営業を確立することで、「お客様の様々な問題や課題解決」に注力いたしました。加えてKTC工具の裾野を拡げる取組みとして、FIA世界ラリー選手権（WRC）に参戦する「TOYOTA GAZOO Racing」に工具を提供するパートナーシップ契約を締結したほか、米ラスベガスで開催された世界最大の家電見本市

(CES)、独ハノーバーで開催された国際情報通信見本市(CeBIT)などの海外展示会へも積極的な出展を行いました。

さらに生産面では、平成28年8月1日付にて、生産拠点である100%子会社の北陸ケーティーツール株式会社が、同じく100%子会社である株式会社ケーティーツーサービスを吸収合併いたしました。この生産拠点の再編による子会社経営資源の統合に加えて、独自工法、独自設備の開発を通じ、たゆまぬ生産性の向上とコストダウンの推進に取組むなど、積極的な先行投資を行いKTCグループにおける「ものづくりの最適化」を目指してまいりました。

これらの結果、一般産業市場向け販売が好調を維持したことに加え、直販部門によるお客様のお困りごとを解決するソリューション営業が奏功し、高付加価値製品の受注は堅調に推移いたしました。前年同期の水準には及ばず、当連結会計年度の売上高は79億64百万円(前年同期比4.3%減)、セグメント利益は5億20百万円(前年同期比7.4%減)となりました。

なお、当社は平成28年11月に、経済産業省が主催する「製品安全対策優良企業表彰(P S Aワード)」(中小企業 製造・輸入事業者部門)において、最高賞である「経済産業大臣賞」を受賞いたしました。今回の受賞は、①「安全最優先の製品設計・製造工程管理」②「製品を安全に使用していただくための情報発信」③「KTCものづくり技術館を中心とした安全文化の発信」など、KTCの安全安心なものづくりと啓発活動の推進などの取組みが高く評価されたことによるものです。

【ファシリティマネジメント事業】

当事業部門では、従前より所有不動産の有効活用を目指し、物件の整備、運営管理を推進しております。

当連結会計年度におきましては、京都府長岡京市の所有不動産において新たなテナントが営業を開始したことや、石川県羽咋市の太陽光発電所の安定稼働により、売上高は2億28百万円(前年同期比25.5%増)、セグメント利益は1億47百万円(前年同期比32.1%増)となりました。

＜当連結会計年度における企業集団の業績＞

これらの事業を展開した結果、工具事業及びファシリティマネジメント事業を合わせた当連結会計年度の売上高は81億92百万円（前年同期比3.7%減）、営業利益は6億68百万円（前年同期比0.9%減）、経常利益は6億81百万円（前年同期比11.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては4億52百万円（前年同期比16.0%減）となりました。

□ 企業集団の事業別売上高

事業区分	第66期 (平成28年3月期)		第67期 ＜当連結会計年度＞ (平成29年3月期)			
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比	
					増減額 (百万円)	増減率 (%)
工具事業	8,325	97.9	7,964	97.2	△360	△4.3
ファシリティ マネジメント事業	181	2.1	228	2.8	46	25.5
合 計	8,507	100.0	8,192	100.0	△314	△3.7

□ 当社の事業別売上高

事業区分	第66期 (平成28年3月期)		第67期 ＜当事業年度＞ (平成29年3月期)			
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比	
					増減額 (百万円)	増減率 (%)
工具事業	8,125	97.8	7,741	97.1	△383	△4.7
(市 販 工 具)	(7,105)	(85.5)	(6,746)	(84.7)	(△359)	(△5.1)
(搭 載 工 具)	(739)	(8.9)	(712)	(8.9)	(△26)	(△3.6)
(輸 出 工 具)	(280)	(3.4)	(282)	(3.5)	(2)	(0.8)
ファシリティ マネジメント事業	181	2.2	228	2.9	46	25.5
合 計	8,307	100.0	7,970	100.0	△337	△4.1

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は3億72百万円であります。

主なものとして、主力の工具事業部門を中心に、お客様サービスの向上と工具製品・部品の低コスト化、省エネルギー化の推進により、建物に1億32百万円、機械装置に1億78百万円、工具器具備品等に54百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、所要資金については、いずれの投資も自己資金を充当いたしました。

③資金調達の状況

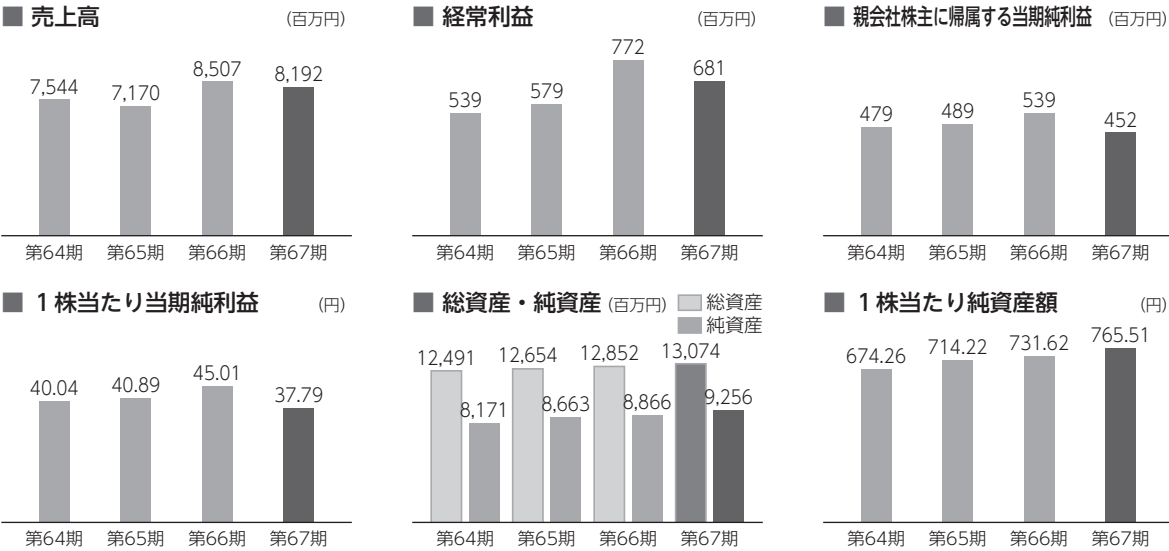
該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

①企業集団の直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第64期 (平成26年3月期)	第65期 (平成27年3月期)	第66期 (平成28年3月期)	第67期 <当連結会計年度> (平成29年3月期)
売上高(百万円)	7,544	7,170	8,507	8,192
経常利益(百万円)	539	579	772	681
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	479	489	539	452
1株当たり当期純利益(円)	40.04	40.89	45.01	37.79
総資産(百万円)	12,491	12,654	12,852	13,074
純資産(百万円)	8,171	8,663	8,866	9,256
1株当たり純資産額(円)	674.26	714.22	731.62	765.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。



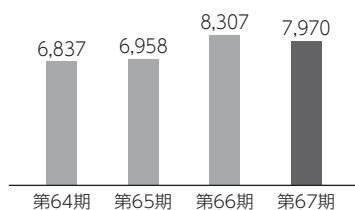
②当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第64期 (平成26年3月期)	第65期 (平成27年3月期)	第66期 (平成28年3月期)	第67期 <当事業年度> (平成29年3月期)
売上高(百万円)	6,837	6,958	8,307	7,970
経常利益(百万円)	470	537	684	694
当期純利益(百万円)	468	450	466	469
1株当たり当期純利益(円)	39.10	37.60	38.92	39.20
総資産(百万円)	11,851	11,977	12,132	12,396
純資産(百万円)	7,866	8,288	8,454	8,878
1株当たり純資産額(円)	656.53	691.80	705.66	741.15

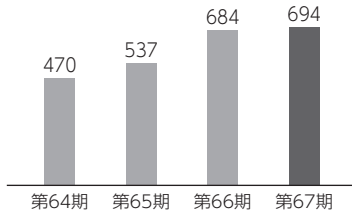
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。

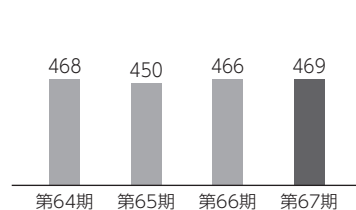
■ 売上高 (百万円)



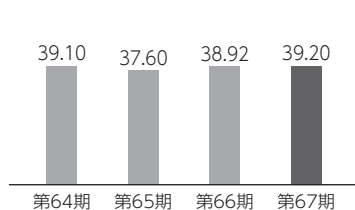
■ 経常利益 (百万円)



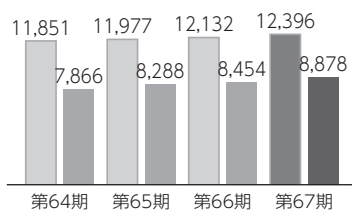
■ 当期純利益 (百万円)



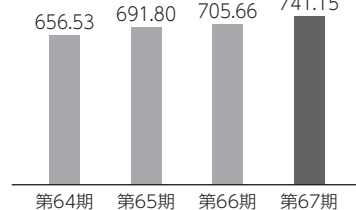
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産・純資産 (百万円)



■ 1株当たり純資産額 (円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
北陸ケーティシーツール株式会社	57百万円	100.0%	当社工具の製造、 精密鑄造品の製造販売
福清京達師工具有限公司（中国）	2,620千米ドル	75.0%	当社工具の製造

(注) 当社の100%子会社である北陸ケーティシーツール株式会社及び株式会社ケーティーシーサービスは、平成28年8月1日を効力発生日として、北陸ケーティシーツール株式会社を存続会社、株式会社ケーティーシーサービスを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(4) 対処すべき課題

わが国の経済情勢は、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善などを背景として、景気の緩やかな回復傾向が持続するとみられるものの、海外の政治動向に対する不透明感の強まり、社会保険料負担の増加などを通じた実質所得の伸び悩みへの警戒感など、一部先行きに対する不透明感は払拭できない状況で推移するものと思われます。

このような中、当社グループは、平成25年度より平成33年度を最終年度とする「KTCグループ長期ビジョン」を策定し、基本方針に「お客様と感動を創造し、圧倒的No.1メーカーとして進化し続ける」を掲げております。平成33年度までの9年間で3フェーズに分け、3年毎の中期経営計画を実行することにより、長期ビジョンの達成を目指してまいります。

フェーズ2となる平成28年度から平成30年度までの第2次中期経営計画につきましては、「工具の新たな可能性を追求し、お客様が感動する憧れのブランドを創り、次世代への成長を加速する」を基本方針に、工具事業を核とした成長戦略を展開してまいります。

第2次中期経営計画の2年目にあたる平成30年3月期の連結会計年度におきましては、「工具の新たな可能性」を追求し、付加価値の高い製品の開発により収益・利益の拡大を図ること、次世代への成長を加速してまいります。

具体的には以下のような課題を設定し、経営を進めてまいります。

【次世代への成長を加速】

- ①次世代工具プロジェクトの製品化、工具大進化の実現
- ②3C営業の本格展開、課題解決による販売革新展開（「もの」から「こと」へのグローバル展開）
- ③工具大進化を支えるものづくり革新、生産拠点の次世代化推進
- ④KTCグループの変革（成長）を支えるベースづくり（「人財育成」と「職場環境整備」の推進）

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

事業分野		事業内容
工 具 業	工 具	自動車整備用工具、医療用工具及び関連機器、その他一般作業工具及びこれらに関連する機器の製造販売
	精密 鑄 造	ロストワックス製法による工具及び精密工作機械部品・産業用機械部品などの製造販売
ファシリティ マネジメント事業		不動産の賃貸、太陽光発電による電気の販売

会 社 名	工具事業		ファシリティ マネジメント事業
	工 具	精密鑄造	
京 都 機 械 工 具 株 式 会 社	○	○	○
北 陸 ケ ー テ ィ シ ー ツ ー ル 株 式 会 社	○	○	○
福 清 京 達 師 工 具 有 限 公 司	○		

(注) 当社の100%子会社である北陸ケーティシーツール株式会社及び株式会社ケーティシーサービスは、平成28年8月1日を効力発生日として、北陸ケーティシーツール株式会社を存続会社、株式会社ケーティシーサービスを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本 店 所 在 地	京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
本 社	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
東 京 支 店	東京都大田区久が原2丁目20番1号
名 古 屋 支 店	名古屋市昭和区福江1丁目1番10号
近 畿 支 店	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
札 幌 営 業 所	札幌市東区北四十一条東15丁目1番7号
仙 台 営 業 所	仙台市宮城野区宮千代3丁目1番18号 宮千代ビル101号
関 東 営 業 所	さいたま市桜区大久保領家片町111番地1
金 沢 営 業 所	金沢市間明町2丁目197番地
広 島 営 業 所	広島市西区己斐本町3丁目13番29号
福 岡 営 業 所	福岡市博多区山王1丁目18番21号 フェイズイン山王101号
久 御 山 工 場	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地

②子会社

会 社 名	本 店 所 在 地
北 陸 ケー ティ シー ツール 株 式 会 社	石川県羽咋市
福 清 京 達 師 工 具 有 限 公 司	中華人民共和国 福建省福清市

(注) 当社の100%子会社である北陸ケーティシーツール株式会社及び株式会社ケーティシーサービスは、平成28年8月1日を効力発生日として、北陸ケーティシーツール株式会社を存続会社、株式会社ケーティシーサービスを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
306名	14名減

(注) 使用人数には契約社員及びアルバイトは含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
195名	2名増	40.8歳	17.1年

(注) 使用人数には契約社員及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	470百万円
株式会社京都銀行	330百万円
株式会社滋賀銀行	180百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

①発行可能株式総数 31,975,000株

②発行済株式の総数 12,387,178株
(うち自己株式 407,409株)

③株主数 1,433名

④大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宇 城 邦 英	808千株	6.75%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	595千株	4.97%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	580千株	4.84%
株 式 会 社 京 都 銀 行	540千株	4.51%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	473千株	3.95%
山 崎 道 子	446千株	3.73%
京 華 産 業 株 式 会 社	431千株	3.60%
京 都 中 央 信 用 金 庫	400千株	3.34%
K T C 従 業 員 持 株 会	393千株	3.29%
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	250千株	2.09%

(注) 当社は、自己株式407千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宇 城 邦 英	社長執行役員 福清京達師工具有限会社 董事長
取 締 役	田 中 滋	専務執行役員 次世代開発本部長
取 締 役	木 村 直 人	専務執行役員 お客様サービス本部長
取 締 役	森 田 和 也	常務執行役員 ものづくり技術本部長 北陸ケーティシーツール株式会社 代表取締役社長
取 締 役	片 岡 実	常務執行役員 コーポレートサービス本部長
取 締 役	津 田 穂 積	津田公認会計士事務所 所長 株式会社三東工業社 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	森 和 彦	北陸ケーティシーツール株式会社 監査役
監 査 役	鈴 木 治 一	植松・鈴木法律事務所 所長 アイフル株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	岩 永 憲 秀	岩永公認会計士事務所 所長 ひかり監査法人 代表社員 株式会社白鳩 社外監査役

- (注) 1. 取締役 津田穂積氏は、社外取締役であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 鈴木治一及び監査役 岩永憲秀の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 鈴木治一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 岩永憲秀氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

②取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	160,950千円 (5,700千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24,000千円 (7,500千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	184,950千円 (13,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、平成24年6月26日開催の第62回定時株主総会において、年額2億5千万円以内と決議させていただいております。
2. 監査役の報酬等の額は、平成24年6月26日開催の第62回定時株主総会において、年額3千6百万円以内と決議させていただいております。
3. 取締役・監査役の報酬等の額には、役員賞与支給予定額37,050千円を含んでおります。

2) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

なお、当社は、平成17年6月29日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

また、役員退職慰労金未払残高は、現取締役1名に対し、27,404千円あります。

上記のほか、現取締役1名に対し、取締役就任前の執行役員としての在任期間中の退職慰労金未払残高が、9,144千円あります。

3) 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	津 田 穂 積	津田公認会計士事務所 所長 株式会社三東工業社 社外取締役（監査等委員）
社 外 監 査 役	鈴 木 治 一	植松・鈴木法律事務所 所長 アイフル株式会社 社外取締役（監査等委員）
社 外 監 査 役	岩 永 憲 秀	岩永公認会計士事務所 所長 ひかり監査法人 代表社員 株式会社白鳩 社外監査役

(注) 1. 当社は植松・鈴木法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。
2. その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言の状況は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	津 田 穂 積	当事業年度中開催の取締役会13回中12回に出席し、公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社経営に対する意見及び質疑を適宜行っております。
社 外 監 査 役	鈴 木 治 一	当事業年度中開催の取締役会13回中11回、監査役会13回中11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、当社経営に対する意見及び質疑を適宜行っております。
社 外 監 査 役	岩 永 憲 秀	当事業年度中開催の取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社経営に対する意見及び質疑を適宜行っております。

3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(注) 京都監査法人は、平成28年12月1日付で名称を変更し、PwC京都監査法人となりました。

②報酬等の額

内 容	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①当社並びに当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社並びに当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令・定款・規程及び社会規範を遵守した行動をとるために、グループ倫理規程及び倫理行動規範を設定する。
- 2) 当社並びに当社グループの取締役及び執行役員が法令及び定款に適合した職務執行を行うことを業務執行確認書にて確認する。
- 3) 内部統制システムの構築及び運用のために、内部統制委員会を設置し、内部統制の企画・推進・評価及び改善の指導並びに管理を行う。
- 4) コンプライアンス体制の徹底を図るため、内部統制委員会の下にコンプライアンス委員会を設置し、当社取締役をコンプライアンス担当役員として選任し対応を図るとともに、法令及び定款並びにグループ倫理規程及び倫理行動規範の遵守を最優先課題として、当社並びに当社グループ

プの取締役、執行役員及び使用人への教育等を実施する。

- 5) 内部監査部門による監査と監査役監査を充実し、併せてヘルプライン（内部通報制度）により、当社並びに当社グループの不祥事の早期発見に努める。

②当社並びに当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報は、別に定める文書管理規程に従い、取締役会議事録、経営会議議事録等として、文書または電磁媒体（以下「文書等」という。）に記録し、適切に保存及び管理する。当社取締役、監査役及び内部監査部門は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。また、子会社においても、これに準拠した体制を構築する。

③当社並びに当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、品質、環境、コンプライアンス、財務、情報及び災害等のリスクについては、当社取締役を担当役員として選任し、当社並びに当社グループの主要なリスクを把握するとともに、各担当役員が規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応については、内部統制委員会にて対応する。新たに生じたリスクについては、取締役会または経営会議において速やかに対応責任者を定め対応する。リスクへの対応状況は、内部統制委員会が定期的に取締役会または経営会議にて報告するものとする。

④当社並びに当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社並びに当社グループの取締役及び執行役員の職務の効率性を確保するために、職務分掌及び職務権限規程を定めるとともに、迅速な経営判断を行うために、取締役会に加えて、取締役、執行役員及び常勤監査役にて業務執行上における最上位会議である経営会議を組織し、原則月三回審議する。

⑤当社並びに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループは、グループ全体として企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ全体の中期経営計画を策定し、年次計画を立案・実行するとともに、経営会議にて進捗管理を行うことで、グループ全体

の業務の適正化を推進する。

また、当社並びに当社グループは、グループ全体の業務の適正化を確立、維持することを目的としたグループ管理規程に基づき、グループ会社間の指揮・命令、意思疎通の関係を密にするとともに、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を当社へ報告させる。

更に子会社毎に原則として代表取締役を内部統制責任者として選任し、内部統制委員会を通じて内部統制の企画・推進・管理を行う。

⑥当社監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、人事部門が職務執行の補助者を指名し、その指名された使用人がこれにあたる。なお、監査役の補助として指名された使用人は、監査役の指示に従うものとする。

⑦当社監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

指名された使用人の任命・評価・異動・懲戒は、当社監査役の意見による。

⑧当社並びに当社グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社の監査役が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

当社並びに当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社監査役会あるいは各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報を提供する。重要事項については、監査役が出席する取締役会、経営会議にて報告する。

また、主要な会議についても、その都度議事録にて報告する。なお、重大な法令違反や事業活動に伴う事故が発生した場合または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合は、内容を遅滞なく監査役に報告する。上記の報告をした者はグループコンプライアンス・ヘルプライン規程により保護され、当該報告を理由として不利な取扱いを受けることのない体制とする。

⑨当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制

当社監査役がその職務の執行において、費用の前払い請求や費用の償還手続きをしたときは、請求にかかる費用または債務が当該職務執行に必要でないと証明した場合を除き、速やか

に処理するものとする。

⑩その他当社並びに当社グループの監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社並びに当社グループは、監査役が各種重要会議へ出席し、関係部署の調査、重要案件の稟議書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制を確立する。なお、当社監査役会では社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行うとともに、会計監査人との連携を行う。

⑪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用を継続的に取組むべき重要な経営課題として捉えており、その運用状況は内部統制委員会を通じて、定期的に取り締役及び監査役に報告するとともに、適宜、適切な内容の見直し(直近では平成27年5月12日に改正)を行っている。

また、毎月開催している内部統制委員会にて、グループ会社を含めた全社横断的リスク状況の監視及び問題点の抽出を行っている。必要に応じ対策を講じる他、問題事案の内容によっては取締役会や経営会議に報告し、是正対策、

再発防止の協議を実施している。

なお、総務・法務・内部監査担当部門が中心となり、当社及び当社グループにおける法令遵守、コンプライアンスについての周知徹底を行い、内部統制の運用が有効に機能するように努めている。

本事業報告中の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てております。

なお、比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,475,594	流 動 負 債	2,668,854
現金 及 び 預 金	2,368,123	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	341,007
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,175,605	短 期 借 入 金	949,999
商 品 及 び 製 品	1,715,287	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	80,032
仕 掛 品	684,434	未 払 金	582,320
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	345,496	未 払 費 用	146,322
繰 延 税 金 資 産	89,201	リ ー ス 債 務	5,073
そ の 他	107,599	未 払 法 人 税 等	161,754
貸 倒 引 当 金	△10,153	賞 与 引 当 金	227,866
固 定 資 産	5,599,134	役 員 賞 与 引 当 金	43,350
有 形 固 定 資 産	4,185,835	そ の 他	131,128
建 物 及 び 構 築 物	1,531,788	固 定 負 債	1,149,167
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	853,288	リ ー ス 債 務	12,927
工 具 、 器 具 及 び 備 品	111,045	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	9,351
土 地	1,669,471	退 職 給 付 に 係 る 負 債	795,532
リ ー ス 資 産	16,755	資 産 除 去 債 務	56,500
建 設 仮 勘 定	3,485	繰 延 税 金 負 債	30,932
無 形 固 定 資 産	328,466	そ の 他	243,924
ソ フ ト ウ エ ア	304,570	負 債 合 計	3,818,021
そ の 他	23,896	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,084,832	株 主 資 本	8,694,792
投 資 有 価 証 券	888,091	資 本 金	1,032,088
そ の 他	196,740	資 本 剰 余 金	2,562,439
資 産 合 計	13,074,728	利 益 剰 余 金	5,240,762
		自 己 株 式	△140,498
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	475,874
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	405,648
		為 替 換 算 調 整 勘 定	66,451
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	3,775
		非 支 配 株 主 持 分	86,038
		純 資 産 合 計	9,256,706
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,074,728

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,192,885
売 上 原 価		5,011,518
売 上 総 利 益		3,181,367
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,513,107
営 業 利 益		668,259
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24,685	
そ の 他 の 収 益	15,165	39,850
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,168	
そ の 他 の 費 用	19,525	26,694
経 常 利 益		681,415
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,294	17,294
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		664,121
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	255,911	
法 人 税 等 調 整 額	△40,148	215,763
当 期 純 利 益		448,357
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		4,397
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		452,754

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,032,088	2,562,439	4,943,755	△140,150	8,398,133
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△155,747		△155,747
親会社株主に帰属する当期純利益			452,754		452,754
自己株式の取得				△347	△347
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	297,007	△347	296,659
当連結会計年度期末残高	1,032,088	2,562,439	5,240,762	△140,498	8,694,792

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	294,586	97,225	△24,642	367,169	101,644	8,866,946
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当				－		△155,747
親会社株主に帰属する当期純利益				－		452,754
自己株式の取得				－		△347
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	111,061	△30,773	28,417	108,705	△15,605	93,100
当連結会計年度変動額合計	111,061	△30,773	28,417	108,705	△15,605	389,759
当連結会計年度期末残高	405,648	66,451	3,775	475,874	86,038	9,256,706

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表
(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,118,389	流動負債	2,529,278
現金及び預金	2,162,300	支払手形	37,635
受取手形	745,505	買掛金	261,755
売掛金	1,341,822	短期借入金	900,000
商品及び製品	1,752,384	1年内返済予定の長期借入金	80,032
仕掛品	485,155	未払金	578,121
原材料及び貯蔵品	252,332	未払費用	138,633
関係会社短期貸付金	200,000	一時的負債	4,118
繰延税金資産	89,201	未払法人税等	161,180
その他の他	100,666	未払引当金	204,730
貸倒引当金	△10,977	賞与引当金	37,050
固定資産	5,278,402	固定負債	126,022
有形固定資産	3,789,418	長期預り金	988,719
建物	1,283,954	繰上り金	204,598
構築物	109,440	繰延税金負債	9,266
機械及び装置	668,689	繰延税引当金	30,983
車両運搬具	577	退職給付引当金	648,045
工具、器具及び備品	93,678	退職去償	36,548
土地	1,617,441	その他の負債	56,500
リース資産	12,358	負債合計	2,778
建設仮勘定	3,276	(純資産の部)	
無形固定資産	319,217	株主資本	8,473,146
ソフトウェア	303,527	資本剰余金	1,032,088
その他の他	15,690	資本準備金	2,562,439
投資その他の資産	1,169,767	利益剰余金	2,562,439
投資有価証券	888,091	利益準備金	5,019,116
出資金	35,433	その他の利益剰余金	258,022
関係会社出資金	184,434	退職給与積立金	4,761,094
その他の他	61,808	配当積立金	50,000
資産合計	12,396,792	土地買換積立金	100,000
		固定資産圧縮積立金	50,838
		別途積立金	160,395
		繰越利益剰余金	1,750,000
		自己株式	2,649,859
		評価・換算差額等	△140,498
		その他有価証券評価差額金	405,648
		純資産合計	405,648
		負債及び純資産合計	8,878,794
			12,396,792

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,970,178
売 上 原 価		4,964,757
売 上 総 利 益		3,005,420
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,330,004
営 業 利 益		675,416
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24,591	
そ の 他 の 収 益	11,491	36,083
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,746	
売 上 割 引	3,605	
そ の 他 の 費 用	8,044	17,397
経 常 利 益		694,102
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	15,171	15,171
税 引 前 当 期 純 利 益		678,931
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	252,224	
法 人 税 等 調 整 額	△42,868	209,355
当 期 純 利 益		469,575

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金	利益剰余金							自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計			
				退職給与積立金	配当積立金	土地買換積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金				繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,032,088	2,562,439	258,022	50,000	100,000	50,838	165,366	1,750,000	2,331,061	4,705,288	△140,150	8,159,666
当 期 変 動 額												
剰余金の配当									△155,747	△155,747		△155,747
当 期 純 利 益									469,575	469,575		469,575
自己株式の取得										-	△347	△347
固定資産圧縮積立金の取崩							△4,970		4,970	-		-
実効税率変更に伴う積立金の増加										-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△4,970	-	318,798	313,827	△347	313,479
当 期 末 残 高	1,032,088	2,562,439	258,022	50,000	100,000	50,838	160,395	1,750,000	2,649,859	5,019,116	△140,498	8,473,146

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	294,586	294,586	8,454,252
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		-	△155,747
当 期 純 利 益		-	469,575
自己株式の取得		-	△347
固定資産圧縮 積立金の取崩		-	-
実効税率変更 に伴う積立金の増加		-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	111,061	111,061	111,061
当期変動額合計	111,061	111,061	424,541
当 期 末 残 高	405,648	405,648	8,878,794

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

京都機械工具株式会社
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 本 眞 吾 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 柴 田 篤 ①
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京都機械工具株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京都機械工具株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

**京都機械工具株式会社
取締役会御中**

P w C 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 本 眞 吾 ㊞
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 柴 田 篤 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京都機械工具株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類・会計帳簿等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求めるほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

京都機械工具株式会社 監査役会

常勤監査役 森 和 彦 ㊞

社外監査役 鈴木 治 一 ㊞

社外監査役 岩 永 憲 秀 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最も重要な施策のひとつとして位置付けております。配当につきましては、株主の皆様に対して継続的かつ安定的な配当の維持と業績に応じた配当を基本としつつ、株主価値の増大のために経営体質の強化と今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案いたしたいと存じます。

第67期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 7 円 総額は83,858,383円

これにより年間配当金は、1 株につき中間配当 6 円を含め合計13円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年 6 月26日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標とし、「売買単位の100株への移行期限の決定について」（平成27年12月17日）により、その移行期限を平成30年10月1日と決めました。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単価の水準（5万円以上50万円未満）とするため、株式併合を行いたいと存じます。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社の発行する普通株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(2) 株式併合が効力を生じる日

平成29年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

9,900,000株

3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数は5分の1に減少することになりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第5条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を31,975,000株から、9,900,000株に変更するものであります。
- (2) 同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決を条件として、当社株式の売買の利便性の改善とそれによる流動性の向上を図るため、現行定款第7条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 現行定款第5条（発行可能株式総数）及び第7条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、本附則を定款から削除するものであります。
- (4) 当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。
- (5) 今後の事業活動の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）について追加及び変更を行うものであります。
- (6) 株主の皆様へのサービス拡充の観点より、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、変更案第10条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (7) 取締役として適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第32条（取締役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (8) その他、上記の各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。なお、上記（1）及び（2）の変更を除き、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>自動車用・航空機用・船舶用・産業機械用の工具の製造、販売並びに輸出入</u>	1. <u>作業工具及び動力工具の製造、販売及び輸出入</u>
2. <u>建築用・土木用・農業用・家庭用・医療用の工具及び利器工匠工具の製造、販売並びに輸出入</u>	2. <u>自動車用、鉄道用、航空機用、船舶用等の各種産業用の専用工具及び利器工匠工具の製造、販売及び輸出入</u>
3. <u>上記各号の機器及び部分品の製造、販売並びに輸出入</u>	3. <u>上記各号の機械器具、部品及び金型の製造、販売及び輸出入</u>
4. <u>産業用機械の製造、販売並びに輸出入</u>	4. <u>計測機器及び分析機器の製造、販売及び輸出入</u>
5. <u>自動車整備業</u>	(削 除)
6. <u>金型の製造、販売並びに輸出入</u>	(削 除)
7. <u>プラスチック製自動車部品・電子部品・電機部品・医療器具・日用雑貨品の製造、販売並びに輸出入</u>	(削 除)
8. <u>潤滑剤、防錆剤、洗浄剤、消臭剤、消毒剤、芳香剤等の化学製品の製造、販売並びに輸出入</u>	(削 除)
9. <u>建築資材、塗料及び園芸品の販売</u>	(削 除)
10. <u>インテリア用品及び日用雑貨品の販売</u>	(削 除)
11. <u>電気機械器具及び厨房用機器の製造、販売</u>	(削 除)
(新 設)	5. <u>コンピュータソフトウェア及び情報機器の開発、販売及び輸出入</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>12. 医療用機械器具及び医療用具の製造、販売並びに輸出入</u> (新 設)	<u>6. 医療用の工具、機械器具、機材等の製造、販売及び輸出入</u>
<u>13. 医療保健機器の製造、販売並びに輸出入</u>	<u>7. 上記各号の製品、サービス等に関する開発、販売、保守、点検、修理、コンサルティング及び教育に関する業務</u> (削 除)
<u>14. 空気清浄機、除湿機、浄水器、生ごみ処理機等の環境衛生保全設備機器の製造、販売並びに輸出入</u>	(削 除)
<u>15. エマルジョン燃料製造装置及び燃焼装置の製造、販売</u>	(削 除)
<u>16. 健康機器の販売並びに輸出入</u>	(削 除)
<u>17. 動物用医薬品及び農薬の販売</u> (新 設)	(削 除)
<u>18. 不動産の賃貸</u>	<u>8. 自然エネルギー等による発電に関する業務</u>
<u>19. レストラン及び喫茶店の経営</u>	<u>9. 不動産の賃貸及び管理に関する業務</u> (削 除)
<u>20. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u>	(削 除)
<u>21. 労働者派遣事業</u> (新 設)	(削 除)
<u>22. 上記各号に付帯関連する一切の事業</u>	<u>10. 日用品及び雑貨品の製造、販売及び輸出入</u>
	<u>11. 上記各号に付帯関連する一切の事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(新 設)	(機関)
	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第4条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は <u>31,975,000</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>9,900,000</u> 株とする。
第6条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の1単元の株式の数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当社の1単元の株式の数は、 <u>100</u> 株とする。
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)
(3) (条文省略)	(3) (現行どおり)
(新 設)	<u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
(新 設)	<u>(単元未満株式の買増し)</u>
第9条～第11条 (条文省略)	第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を <u>売り渡すことを請求することができる。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第11条～第13条 (現行どおり)
	第14条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役会の設置)	(削 除)
第18条 当社は取締役会を置く。	
(取締役の員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は、7名以内とする。	第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
(新 設)	2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(取締役の選任)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(新 設)	4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
(取締役の任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新 設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長及び取締役副社長を各1名並びに専務取締役、常務取締役及び取締役相談役を各若干名選定することができる。	3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長及び取締役副社長を各1名並びに専務取締役、常務取締役及び取締役相談役を各若干名選定することができる。
第23条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第28条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (新 設)	第27条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第30条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役との責任限定契約) 第32条 当社は会社法第427条第1項の定めにより、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議方法) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	(監査等委員会規則) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(監査役及び監査役会の設置) 第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。	(削 除)
(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、3名以内とする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の選任)</u> 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	(削 除)
<u>(監査役の任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
<u>(常勤監査役)</u> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	(削 除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の議事録)</u>	(削 除)
第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	
<u>(監査役会規則)</u>	(削 除)
第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	
<u>(監査役の報酬等)</u>	(削 除)
第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	
<u>(補欠監査役)</u>	(削 除)
第40条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	
2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条の規定を準用する。	
3 本条第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	
5 補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに監査役に就任する。	

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人 <u>(会計監査人の設置)</u> 第41条 当会社は会計監査人を置く。 第42条～第43条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第 7 章 計算 第45条～第47条 (条文省略) (新 設)	第 6 章 会計監査人 (削 除) 第37条～第38条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第 7 章 計算 第40条～第42条 (現行どおり) 附則 第 1 条 第 6 条(発行可能株式総数)及び第 8 条(単元株式数)の規定の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとする。 なお、本附則は、上記効力発生後、これを削除する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力が生じた時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

1

再任

う し ろ く に ふ さ
宇城 邦英

(昭和27年10月8日生)

所有する当社の株式数 808,410株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 3月 当社入社
平成10年 6月 当社取締役
平成12年 6月 当社代表取締役社長（現任）
当社執行役員
最高執行責任者
平成16年 5月 福清京達師工具有限公司
董事長（現任）
平成16年 6月 当社社長執行役員（現任）

▶ 取締役候補者とした理由

平成12年より代表取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、社長執行役員として、当社の長期ビジョン、中期経営計画の推進において強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を指揮し企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2

再任

た な か
田中

しげる
滋

(昭和31年12月2日生)

所有する当社の株式数 16,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 8月	当社入社	平成21年 6月	当社取締役（現任）
平成12年 7月	当社執行役員 国内販売カンパニー長	平成22年 4月	当社執行役員 マーケティング本部長
平成15年 4月	当社執行役員 マーケティング本部長	平成25年 7月	当社常務執行役員 マーケティング本部長
平成18年 4月	当社執行役員 営業本部副本部長	平成28年 4月	当社専務執行役員 次世代開発本部長（現任）

▶ 取締役候補者とした理由

平成21年より取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、専務執行役員次世代開発本部長として、主にブランド戦略、グローバル工具ソリューション、メディカル、商品開発、次世代工具開発等の分野でリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を指揮し企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

3

再任

き む ら
木村

な お と
直人

(昭和32年3月4日生)

所有する当社の株式数 24,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 3月	当社入社	平成22年 4月	当社執行役員 コーポレートサービス本部長
平成17年 7月	当社執行役員 総務・人事部長	平成26年 7月	当社常務執行役員 コーポレートサービス本部長
平成18年 4月	当社執行役員 管理本部副本部長	平成28年 4月	当社専務執行役員 お客様サービス本部長（現任）
平成21年 6月	当社取締役（現任）		

▶ 取締役候補者とした理由

平成21年より取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、専務執行役員お客様サービス本部長として、主にカスタマーサービス、国内営業等の分野でリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を指揮し企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

4

再任

もりた かずや
森田 和也

(昭和34年12月6日生)

所有する当社の株式数 11,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 3月	当社入社	平成25年 7月	当社執行役員
平成20年 4月	当社執行役員 生産本部副本部長	平成26年 6月	当社取締役（現任） 当社執行役員 ものづくり技術本部長
平成22年 4月	当社執行役員 ものづくり技術本部副本部長	平成28年 4月	当社常務執行役員 ものづくり技術本部長（現任）
平成23年 5月	北陸ケーティシーツール株式 会社代表取締役社長（現任）		

▶ 取締役候補者とした理由

平成26年より取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、常務執行役員ものづくり技術本部長として、主にあすのものづくり、生産技術、製造、生産管理、購買等の分野でリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を指揮し企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

5

再任

かた おか
片岡 実

(昭和34年9月21日生)

所有する当社の株式数 2,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月	株式会社三菱銀行入行	平成26年11月	当社執行役員 経営企画部担当
平成20年 4月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 新宿中央支店長兼新宿西支店長	平成27年 6月	当社取締役（現任）
平成22年 4月	同行本店長兼丸の内支店長	平成28年 4月	当社常務執行役員 コーポレートサービス本部長 （現任）
平成24年 1月	エム・ユー不動産調査株式会社 代表取締役社長		

▶ 取締役候補者とした理由

平成27年より取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、常務執行役員コーポレートサービス本部長として、主に経営企画、経理、ITソリューション、総務、人事、品質保証、内部監査等の分野でリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を指揮し企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1	新任	もり 森	かずひこ 和彦	(昭和26年12月26日生)	所有する当社の株式数 34,329株
---	----	---------	------------	----------------	--------------------



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 3 月	当社入社	平成23年 7 月	当社常務執行役員
平成17年 7 月	当社執行役員 品質保証部長		ものづくり技術本部長
平成20年 4 月	当社執行役員 ハイテック本部長	平成26年 5 月	北陸ケーティシーツール株式会社 監査役（現任）
平成21年 4 月	当社執行役員 生産本部長	平成26年 6 月	当社常勤監査役（現任）
平成21年 6 月	当社取締役		

▶ 監査等委員である取締役候補者とした理由

長年にわたり当社にて主としてものづくり、品質保証等に携わり豊富な経験と実績を有しており、かつ、これまで当社常勤監査役としての監査経験を通じて事業に関する深い知識・知見を有しております。今後も取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に適任と判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

2

新任

つだ ほづみ
津田 穂積

(昭和43年10月9日生)

所有する当社の株式数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 8 年10月	中央監査法人入所	平成17年 6月	当社社外監査役
平成16年 7月	津田公認会計士事務所 所長（現任）	平成27年 6月	当社社外取締役（現任）
平成16年 9月	株式会社三東工業社 社外監査役	平成28年 9月	株式会社三東工業社 社外取締 役（監査等委員）（現任）

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

公認会計士、税理士として企業会計、税務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しておられ、かつ、これまで当社社外取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。今後も取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役に就任する以外の方法にて会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

3

新任

すずき はるいち
鈴木 治一

(昭和43年1月15日生)

所有する当社の株式数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 9 年 4 月	弁護士登録（京都弁護士会） 植松繁一法律事務所入所	平成22年 4 月	京都弁護士会副会長
平成11年 9 月	立命館大学大学院法学研究 科講師	平成22年 6 月	当社社外監査役（現任）
平成20年 1 月	植松・鈴木法律事務所 所長 （現任）	平成24年 4 月	国立大学法人京都教育大学 監事（現任）
		平成27年 6 月	アイフル株式会社 社外取締役 （監査等委員）（現任）

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しておられ、かつ、これまで当社社外監査役としての監査経験を通じて事業に関する深い知識・知見を有しておられます。今後も取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役に就任する以外の方法にて会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 津田穂積氏、鈴木治一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 津田穂積氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、津田穂積氏は、当社社外監査役として過去に10年間在任いただいております。
4. 鈴木治一氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、津田穂積氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 鈴木治一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

い わ な が の り ひ で
岩永 憲秀

(昭和49年1月31日生)

所有する当社の株式数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成12年10月	中央青山監査法人入所	平成25年11月	株式会社白鳩 社外監査役
平成18年 6 月	中央青山監査法人退所		(現任)
平成18年 7 月	岩永公認会計士事務所開設 所長 (現任)	平成26年 8 月	ひかり監査法人 代表社員 (現任)
平成20年 5 月	ひかり監査法人 社員	平成27年 6 月	当社社外監査役 (現任)

▶ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

公認会計士及び税理士として企業会計・税務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しておられ、かつ、これまで社外監査役としての監査経験を通じて事業に関する深い知識・知見を有しておられます。

なお、同氏は、過去に社外監査役に就任する以外の方法にて会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩永憲秀氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、これまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額2億5千万円以内とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3千6百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

MEMO

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

MEMO

[illegible]



株主総会会場のご案内

会場：京都機械工具株式会社

KTCものづくり技術館1階ショールーム

京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地

TEL：0774-46-3700（代表）

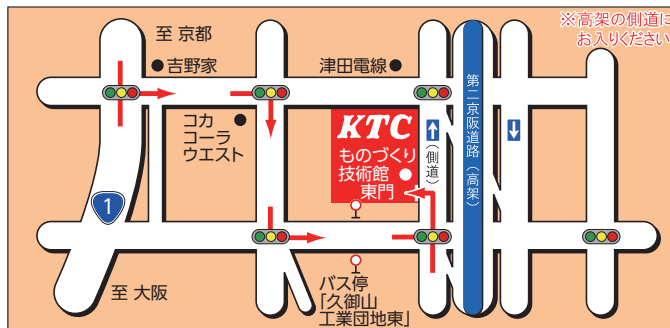
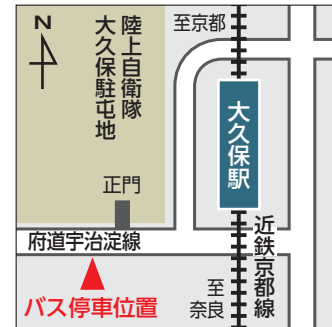


送迎バスのご案内

近鉄大久保駅から会場まで無料送迎バスを運行いたします。ご利用の方は、送迎バス停車位置までお越しください。

発車時刻：午前9時30分

〈送迎バス停車位置〉



*弊社東門よりご入場いただきますようお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

